

市川市規則第 20 号

市川市骨髄等ドナー等の助成に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、骨髄等ドナー及び当該骨髄等ドナーを雇用する者に対し、市川市骨髄等ドナー等助成金（以下「助成金」という。）を支給することにより、骨髄等の移植の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 骨髄等 移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢^{しょう}血幹細胞をいう。
- (2) 骨髄等の提供 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）第 2 条第 5 項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業によりあっせんされた骨髄等を、骨髄等を必要とする者に対し提供することをいう。
- (3) 骨髄等ドナー 骨髄等の提供をした者であつて、当該骨髄等の提供をした日において、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく記録をされているものをいう。

(助成金の種類)

第 3 条 助成金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 骨髄等ドナー助成金
- (2) 骨髄等ドナー休暇付与助成金

(助成対象者等)

第 4 条 助成金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる助成金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 骨髄等ドナー助成金 骨髄等ドナー
- (2) 骨髄等ドナー休暇付与助成金 骨髄等ドナーを雇用する者。ただし、国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103

号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。

2 助成金の支給を受けることができる行為(第8条において「助成対象行為」という。)は、次の各号に掲げる助成金の種類の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

- (1) 骨髄等ドナー助成金 骨髄等ドナーが骨髄等の提供をすること。
- (2) 骨髄等ドナー休暇付与助成金 前項第2号に規定する者(以下「骨髄等ドナー雇用者」という。)が、その雇用する骨髄等ドナー(当該骨髄等ドナー雇用者の国内の事業所に勤務するものに限る。)に対し、当該骨髄等ドナー雇用者の就業規則等に基づき骨髄等の提供に係る休暇(以下「骨髄等ドナー休暇」という。)を付与すること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 骨髄等ドナー助成金 骨髄等の提供1回につき、当該骨髄等の提供のための通院又は入院をした日数に20,000円を乗じて得た額。ただし、140,000円を限度とする。
- (2) 骨髄等ドナー休暇付与助成金 骨髄等ドナー休暇を付与した骨髄等ドナー1人につき、当該骨髄等ドナー休暇の日数に10,000円を乗じて得た額。ただし、70,000円を限度とする。

(支給の申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする者は、市川市骨髄等ドナー等助成金支給申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書の添付書類は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 骨髄等ドナー助成金 次に掲げる書類

- ア 骨髄等ドナー助成金に係る申請をしようとする者の住民票の写し
- イ 申請者が骨髄等の提供をするために通院し、又は入院したことを証明する書類（公益財団法人日本骨髄バンクが発行したものに限る。）
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 骨髄等ドナー休暇付与助成金 次に掲げる書類

- ア 骨髄等ドナー休暇を付与した骨髄等ドナーの住民票の写し
- イ 骨髄等ドナーと労働契約を締結していることを証する書類
- ウ 骨髄等ドナーが国内の事業所に勤務していることを証する書類
- エ 骨髄等ドナーに骨髄等ドナー休暇を付与したことを証する書類
- オ 就業規則その他の骨髄等ドナー休暇を付与することができる旨が記載された書類
- カ その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、当該申請に係る骨髄等ドナーの同意を得て前項第1号ア又は同項第2号アに掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（申請期限）

第7条 前条第1項の申請書兼請求書の提出期限は、当該申請に係る骨髄等ドナーが骨髄等の提供のために通院又は入院をした期間の末日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

（他の地方公共団体による助成との調整）

第8条 助成対象行為について、他の地方公共団体による助成を受け、又は受けることができるときは、その限度において、助成金の支給は行わない。

（支給決定）

第9条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の支給の可否を決定し、その旨を市川市骨髄等ドナー等助成金支給可否決定通知書（様式2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（助成金の支給）

第10条 市長は、前条の規定により助成金の支給を可とする旨の決定（次条において「支給決定」という。）をしたときは、速やかに、助成金を支給するものとする。

（決定の取消し等）

第11条 市長は、助成金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の支給の決定を受けたとき。
- (2) 市長の指示に従わないとき。
- (3) 市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (4) その他この規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給決定を取り消したときは、その旨を市川市骨髓等ドナー等助成金支給決定取消通知書兼返還通知書（様式第3号。以下「取消通知書兼返還通知書」という。）により、速やかに当該助成金の支給決定の取消しをした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において、既に助成金が支給されているときは、期限を定めて、取消通知書兼返還通知書により、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、改正後の第6条第1項の規定による申請に係る改正後の第2条第3号の骨髄等ドナーが同条第2号の骨髄等の提供のために通院又は入院をした期間の末日が令和3年4月1日以後の日である者について適用し、改正前の第6条第1項の規定による申請に係る改正前の第2条第3号の骨髄等ドナーが同条第2号の骨髄等の提供のために通院又は入院をした期間の末日が同月1日前の日である者については、なお従前の例による。